

検査報告に掲記した不当事項に係る是正措置の状況について

是正措置が未済となっている件数及び金額	481件	142億8888万円
(前年度)	476件	190億2852万円)

1 不当事項に係る是正措置の概要

本院は、会計検査院法第29条第3号の規定に基づき、検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項を不当事項として検査報告に掲記している。

省庁及び団体（以下「省庁等」という。）は、検査報告に掲記された不当事項に対して、省庁等が講じた又は講ずる予定の是正措置について説明する書類を作成しており、この書類は「検査報告に関し国会に対する説明書」として毎年度国会に提出されている。

検査報告に掲記された不当事項に係る是正措置には次の方法がある。

- ① 補助金、保険給付金等の過大交付、租税、保険料等の徴収不足及び不正行為に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る返還額等を債権として管理して、返還させたり徴収したりなどすることによる是正措置（以下「金銭を返還させる是正措置」という。）
- ② 租税及び保険料の徴収過大等に係る不当事項に対して、省庁等が指摘に係る還付額を還付等することによる是正措置（以下「金銭を還付する是正措置」という。）
- ③ 構造物の設計及び施工が不適切となっている事態等に係る不当事項に対して、省庁等が手直し工事、体制整備等を行うことによる是正措置（以下「手直し工事等による是正措置」という。）
- ④ 会計経理の手続が法令等に違反しているが省庁等に実質的な損害が生じているとは認められないなどの不当事項に対して、同様の事態が生じないよう指導の強化を図るなどの再発防止策を実施することによる是正措置

2 検査の結果

昭和21年度から平成24年度までの検査報告に掲記した不当事項についてみると、是正措置が未済となっているものは41省庁等における481件14,288,887,287円^(注)である。このうち、金銭を返還させる是正措置を必要とするものは40省庁等における465件12,738,239,859円、金銭を還付する是正措置を必要とするものは5省等における11件4,166,152円、手直し工事等による是正措置を必要とするものは3省における9件1,546,481,276円となっている。

(注) 481件14,288,887,287円 1件について複数の方法による是正措置が必要なものがあるため、それぞれの是正措置の件数を合計しても481件とは一致しない。また、指摘金額の一部でも是正措置が講じられた場合は、当該金額を是正措置が完了した金額として計上しているが、是正措置が全て講じられるまでは是正措置が完了した件数として計上していない。

3 本院の所見

是正措置が未済となっているものの中には、債務者等の資力が十分でなかったり、債務者等が行方不明であったりなどしているため、その回収が困難となっているものも存在するが、省庁等において、引き続き適切な債権管理を行うことなどにより、是正措置が適正かつ円滑に講じられることが肝要である。

本院は、是正措置が未済となっているものの状況について今後とも引き続き検査していくこととする。